八　住民の自主的な防災組織に関すること。
九　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第七条第四項の規定による水防計画の報告及び同法第四十七条第一項の規定による水防に関する報告に関すること。
7　地域防災室に、室長を置く。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○外務省令第十号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し及び同条第一項中「ＩＴ広報室並びに」を削り、同条第二項中「（ＩＴ広報室の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とする。

第十一条の見出し中「及び新興国外交推進室」を削り、同条第一項中「及び新興国外交推進室」を削り、「四人」を「三人」に改め、同条第二項中「（新興国外交推進室の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とする。

第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

第十九条の見出し中「及び企画官」を削り、同条第一項中「及び企画官それぞれ」を削り、同条中第三項を削る。

第二十四条第一項中「二人」を「一人」に改める。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条　削除

第四十六条の見出し及び同条第一項中「及び」の下に「ハーグ条約室並びに」を加え、同条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4　ハーグ条約室は、海外における邦人に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関する事務のうち国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約に関するものをつかさどる。

5　ハーグ条約室に、室長を置く。

第四十九条第一項中「二人」を「三人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十三号

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十号）並びに公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百二十四号）の施行に伴い、並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条第五号、第四条、第五条第一項、第八条第一項、第十七条及び第二十条並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）第一条第一項第一号、第二条第一項第一号及び第三条第五号の規定に基づき、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

文部科学大臣　下村　博文

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則

第一条第一項中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。」に、「第二条第一項第五号」を「第二条第五号」に改め、「の各号」を削り、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　専修学校の一般課程であって、次に掲げる教育施設の指定を受けたもの

イ　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十二条第一号に規定する学校又は同条第二号に規定する准看護師養成所

ロ　調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条第一項第一号に規定する調理師養成施設

ハ　製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第五条第一号に規定する製菓衛生師養成施設

三　各種学校であって、前号イからハまでに掲げる教育施設の指定を受けたもの

第一条第二項中「前項第二号」を「前項第四号」に改め、同条第三項中「第二条第一項第五号」を「第二条第五号」に改める。

第二条第一項中「第四条第二項第二号」を「第三条第二項第二号」に改め、「の各号」を削り、同項第二号中「法第四条第一項に規定する者が私立高等学校等（法第二条第三項に規定する私立高等学校等をいう。以下同じ。）」を「生徒等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号。以下「令」という。）第一条第一項第一号に規定する生徒等をいう。次号及び次項第四号において同じ。）が公立高等学校等（地方公共団体の設置する高等学校（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）及び特別支援学校の高等部並びに前条第一項第二号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第三号に掲げる各種学校をいう。次号において同じ。）以外の高等学校等」に改め、「（その初日において休学していた月を一月として計算する。）」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第三条第二項第三号に該当する者が高等学校等（法第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を休学していた期間（その初日において休学していた月を一月として計算する。次号及び第四号において同じ。）

第二条第一項に次の一号を加える。

四　公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十号）の施行前に生徒等が公立高等学校等を休学していた期間

第二条第二項中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（以下「令」という。）」を「令」に、「第一条第一項第一号」を「前条第一項第一号及び第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　令第一条第一項第一号の文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長

二　児童福祉法第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

三　民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百五十七条の二第二項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

四　前三号に掲げる者のほか、生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者